

農協検査（3者要請検査）結果事例集
（平成25年2月～27年3月分）

平成28年2月

農林水産省大臣官房検査・監察部

金融庁検査局

<目次>

はじめに	1
I. 経営管理（ガバナンス）態勢	2
II. 法令等遵守態勢	4
III. 信用リスク管理態勢	5
IV. 資産査定管理態勢	7

はじめに

農林水産省及び金融庁は、農業協同組合（以下、「農協」という。）に対する 3 者要請検査¹の結果について、農協が適切な管理態勢を構築する上で参考となる指摘事例を取りまとめ、25 年 3 月に検査結果事例集として公表した。

今般、新たに蓄積された検査結果事例の中から、同様に参考となる指摘事例を公表することとした²。

本事例集は、3 者要請検査で検証を実施したリスクカテゴリーについて、系統金融検査マニュアル（農林水産省）及び金融検査マニュアル（金融庁）の個別の検証項目に沿って、指摘された事例³を紹介している。

なお、本事例集に記載されている内容は、より参考に資するよう、実際の内容から一部表現を変更している。

¹ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 94 条第 3 項並びに第 98 条第 1 項、第 2 項及び第 9 項の規定に基づき、農協の信用事業に対して、都道府県知事が主務大臣（農林水産大臣及び内閣総理大臣）と連携して実施する検査。

² 掲載事例については、平成 25 年 2 月から 27 年 3 月までの間に通知された検査結果を対象に掲載している。

³ 指摘事例の見出しの項目番号は、系統金融検査マニュアル及び金融検査マニュアル上の項目番号と対応している。

I. 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－

I. 代表理事、理事及び理事会による経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況

2. 理事・理事会の役割・責任

①【理事・代表理事の役割・責任】

- 理事長が、発覚した不祥事件について、風評リスクの発生を懸念して、理事会へ報告せず、事実関係の調査や対応策の検討などの指示をしていない事例

当組合では、不祥事件が発生した場合には、理事長が理事会へ報告した上で、理事会において対応策を審議し、その内容を踏まえ、理事長が各部署に対して適切な指示をするほか、行政庁に対し不祥事件届出を行うこととしている。

しかしながら、理事長は、発覚した不祥事件について、担当理事から報告を受けていたにもかかわらず、不祥事件について早急に実態を解明し、被害の拡大防止や被害を受けた貯金者への迅速な対応を行うことの認識がなく、外部に情報が漏れ、風評リスクが発生することを懸念するあまり、理事会へ報告していない。また、理事長は、所管部署であるコンプライアンス統括部門に対して、事実関係の調査や改善策の検討などについて必要な指示を行っていない。

このため、不祥事件の調査が徹底されておらず、被害の疑いのある取引について、実態解明に至っていない事例や、不祥事件届出を行っていない事例が認められる。

II. 内部監査態勢の整備・確立状況

1. 理事会及び理事会等による内部監査態勢の整備・確立

(2) 規程・組織体制の整備

④【内部監査部門の態勢整備】

- 理事会が、内部監査の指摘事項について、発生の原因・背景について審議しておらず、同様の指摘が多数の支店で繰り返し発生している事例

理事会は、業務改善計画において、内部監査部門から内部監査計画に基づき実施された監査結果を理事会に報告させ、内部監査の指摘事項について、発生の原因・背景を審議し、各部門に対して内部管理態勢を整備するために必要な指示を行うこととしている。

しかしながら、理事会は、当該報告の内容が内部監査で指摘した不備事項を羅列したものにとどまっているにもかかわらず、指摘事項の数が減少していることのみをもって業務改善計画に基づく施策の定着が図られていると誤って判断し、内部監査部門に対して、これらの不備事項が発生した

原因・背景等を分析して報告するよう指示していない。

このため、内部監査において、渉外活動の管理に関する不備⁴等が多数の支店で繰り返し指摘されている。

2. 内部監査部門の役割・責任

④【フォローアップ態勢】

➤ **内部監査部門が、複数の支店で認められた指摘事項について、指導部署への協議等改善に向けた対応を行っていない事例**

内部監査部門は、内部監査で認められた問題点（以下「指摘事項」という。）について、被監査部署等⁵に対する改善要請及び改善方法等の助言・提案や被監査部署等との協議を行うこととしている。

また、同部門は、複数の支店で認められた「貯金の入出金処理に係る役席者の事前検印が未実施である」との指摘事項の原因として、役席者の不在時に代行者を指定するなどの補完措置が講じられていないことを認識している。

しかしながら、同部門は、これまで本部指導部署との協議等を行った実績がなかったことから、同部署に対してそうした認識を伝えておらず、また、同指摘事項の改善に向けた提言を行っていない。

このため、本部指導部署は、事務手続の不徹底が原因であるとして、支店に対し、注意喚起を行うだけで実効性のある改善措置を検討しておらず、依然として同様の不備が繰り返し発生している。

⁴ 役席者は、渉外担当者が作成する訪問予定表や渉外日報を用いて、集金状況等を確認することとされているにもかかわらず、同予定表や同日報が作成されていない事例など。

⁵ 本部指導部署を含む。

Ⅱ. 法令等遵守態勢

Ⅲ. 個別の問題点

2. 反社会的勢力への対応

①【反社会的勢力に対応する方針、コンプライアンス・マニュアル等の整備・周知】

➤ **コンプライアンス担当理事及びコンプライアンス統括部門が、反社会的勢力との取引の排除に関し、必要な対応を行っていない事例**

理事会は、反社会的勢力（以下「反社」という。）への対応について、「基本方針」や「対応要領」などの規程を定め、コンプライアンス統括部門を所管部署としている。また、コンプライアンス統括部門は、取引先が反社であると判明した場合などには、関係部署に連絡し、関係部署において反社との取引を排除するための対応方針を策定するとしている。

しかしながら、コンプライアンス統括部門は、反社のおそれがある取引先を関係機関に照会した結果、複数の取引先が反社に該当することが判明したにもかかわらず、反社との取引の排除を軽視したことから、早急な対応は必要ないとの誤った判断を行い、当該取引先について関係部署に連絡しなかったため、取引を排除するための対応方針が策定されていない事例が認められる。

また、コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス統括部門から当該取引先について報告を受けているにもかかわらず、同部門における反社への対応が適切に行われているかを確認しておらず、必要な指示を行っていない。

Ⅲ. 信用リスク管理態勢

Ⅱ. 管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

2. 信用リスク管理部門の役割・責任

①【審査部門の役割・責任】

- 審査部門が、賃貸住宅向け資金の貸出について、築年数に応じて入居率が低下する傾向があることや、一定の修繕費が必要であるなどの賃貸住宅物件の特性や、一括借上契約の特性を十分に検討していない等、事業計画の妥当性や返済能力を適切に審査していない事例

審査部門は、「貸出審査マニュアル」を定め、賃貸住宅向け資金の貸出審査について、賃貸住宅経営に係る収支を明確にして事業計画の妥当性や返済能力等を審査することとしている。

しかしながら、同部門は、築年数に応じて入居率が低下する傾向があることや、一定の修繕費が必要であるなどの賃貸住宅物件の特性や、一括借上契約の特性を十分に検討していない。

このため、次のとおり、事業計画の妥当性や返済能力を適切に審査していない事例が認められ、この中には、入居率の低下に伴う賃料収入の減少や修繕費の支払負担により約定返済が行えず、延滞が発生している事例も認められる。

- ① 将来発生する修繕費等を収支に反映する必要性や経年による入居率低下等を考慮しておらず、修繕費負担や入居率低下等に伴って借入金の返済が滞り延滞が発生している事例。
- ② 債務者と住宅管理会社との間に30年間の一括借上契約が締結されているアパートローンについて、同契約の内容を十分に確認することなく当初の一括借上賃料が全期間継続すると誤認し、債務者の返済能力の確認を怠った上、築年数に応じた将来の入居見込みや修繕費の想定を十分に検証していない事例。
- ③ 経済的な耐用年数を考慮して償還期限の上限を設定する取扱いにもかかわらず、借換案件や中古物件の購入案件の審査に当たり、対象物件の築年数を考慮することなく同マニュアルにおける最長の貸出期間を適用している事例。

Ⅲ. 個別の問題点

⑥【信用集中リスクの管理】

- 与信管理部門が、総貸出に占める賃貸住宅向けの貸出の割合が高くなっている中で、信用集中リスクを適切に管理していない事例

与信管理部門は、「リスク管理規程」に基づき、信用集中リスク管理のため、業種別与信状況分析を行うこととしている。

また、当組合では、貸出金残高に占める個人向け貸出の割合が6割程度を占め、そのうち4割程度を賃貸住宅向け貸出が占めており、それが上昇傾向にあるなど、これらの貸出の動向が経営に与える影響が大きいものとなっている。

しかしながら、同部門は、賃貸住宅向け貸出に関し、入居率の低下等に伴う返済原資の減少から延滞等が発生し、リスクが顕在化しているにもかかわらず、ディスクロージャー基準の区分⁶内（個人向け貸出）で一括して把握・分析するにとどまり、例えば、賃貸住宅向け貸出に区分した残高動向等を把握・管理し、クレジット・リミットの必要性を検討するなど、信用集中リスクを適切に管理する態勢を整備していない。

⁶ ディスクロージャーにおいては、「賃貸住宅向け貸出」や「住宅ローン」と区別せず、一括して「個人」に対する貸出として表示している。

IV. 資産査定管理態勢

II. 管理者による資産査定管理態勢の整備・確立状況

1. 管理者及び資産査定管理部門の役割・責任

③【管理者による組織体制の整備】

- 資産査定管理部門が、一次査定部署である支店に対して、債務者の償還能力の把握に関する具体的な方法を示していないため、債務者の償還能力を適切に把握していない事例

資産査定管理部門は、債務者の償還能力把握のため、確定申告書等を徴求するとともに、実質同一債務者の場合は名寄せを行うこととしている。

しかしながら、資産査定管理部門は、確定申告書等の活用や実質同一債務者の名寄せに関し、一次査定部署である支店に対して、具体的な方法を示していない。

このため、当組合からの貸出金のみに対する返済額の確認にとどまり、他の金融機関からの借入れと合算した借入総額に対する償還能力を把握していない事例や、実質同一債務者について、名寄せ後の償還能力を把握していない事例が認められる。

III. 自己査定結果の正確性及び償却・引当結果の適切性

①【自己査定結果の正確性】

- 資産査定管理部門が、CDSの組み込まれた貸出案件の査定に関し、その特性を踏まえた査定を行っていない事例

理事会は、「資産査定要領」を定め、保有する資産について、資産査定管理部門が、その回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いを判定することとしている。

しかしながら、資産査定管理部門は、責任財産限定特約付き⁷の信託銀行の信託勘定への貸出案件について、同信託勘定の運用資産にはCDS⁸が組み込まれており、CDSの参照企業及び担保債券の発行元の信用リスクを当組合が負うという特性を十分に理解していない。

このため、形式的な貸出先である信託銀行の信用力を対象とした査定を行うにとどまり、CDSの参照企業及び担保債券の発行元を対象とした査定を行っていない。

⁷ 当組合への返済に関しては、信託勘定が保有する財産（担保債券）に限定されており、信託銀行の固有資産には遡及しないノン・リコース型の契約となっている。

⁸ Credit Default Swapの略で、参照する企業の信用リスクの移転に係る金融派生商品。

➤ **資産査定管理部門が、臨店指導において、各支店で認められた問題点について個別に対応するにとどまり、問題点の根本的な改善に向けた対応を行っていない事例**

資産査定管理部門は、自己査定の正確性を向上させるために、毎年、臨店指導を実施している。

しかしながら、同部門は、当該臨店指導において、他行借入や実質同一債務者の把握が徹底されていないなどの各支店で認められた問題点に関し、個別に対応するにとどまり、当該問題点を分析した上で、その結果を支店に還元し、自己査定基準の運用の統一を図るといった、問題点の根本的な改善に向けた対応を行っていない。

このため、複数の支店において、債務者区分の判定に当たり、債務者の他行借入に対する返済額を債務償還額に含めていない等の事例が認められる。